

災害時における施設の提供協力に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と、株式会社 阿藻珍味（以下「乙」という。）は、災害時における施設の提供協力に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害時に、甲が乙の管理する施設の一部を、住民の緊急避難場所、避難所（以下「避難所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

所在地	福山市鞆町後地1567番地1
施設名称	株式会社 阿藻珍味本社工場
受入場所	4階ホール 3階広場

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に避難所等の施設を開設する必要があると認めたときは、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請する。避難所等の使用を終了するときも同様とする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、避難所等を提供するものとする。この場合、避難所等の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があった場合、甲は、乙と協力して対応を行うものとする。

（使用不可の通知）

第5条 乙は、施設が何らかの事情により避難所等として使用できない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用料）

第6条 この協定に定めるところにより、第2条の施設を一時滞在施設として使用する場合の使用料は無料とする。

(原状復旧)

第7条 施設の使用により、当該施設又はその附属施設に破損等（地震又は風水害その他の災害によるものを除く。）が生じた場合の復旧に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用に係る賠償責任)

第8条 乙は、第2条の施設を住民等が使用した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし以後も同様とする。

(庶務窓口)

第10条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあっては株式会社 阿藻珍味において処理するものとする。
2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定で定める連絡先、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年（令和7年）12月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市鞆町後地1567番地1
株式会社 阿藻珍味
代表取締役社長 阿藻 琢郎